

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日替り、
休みの日
は、翌日
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 字の区域の変更(市町村振興課)
字の区域の変更等()
- 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
保険医療機関等の指定(保険課)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(農村整備課)
一般国道の区域の変更(道路課)
- ◇ 公 告 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇ 公 告 狩猟免許試験の実施(森林保全課)
- 狩猟免許の更新に関する適性検査等の実施()

告 示

鳥取県告示第四百二十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、関
金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定に

より告示する。

この字の区域の変更は、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項
の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成七年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成五年十二月一日現在の地番による。)
大字関金宿字下河原	大字関金宿字大場河原一一五の一〇、一一五の二一、一二二の 五から一二二の七まで、一二二の九、一二二の二から一二二の 四まで 大字関金宿字土手ノ内一二四の四、一二四の五、一二四の一、 一二四の二及び一二三の一と一体をなす国有地
大字関金宿字大場河原	大字関金宿字大場河原のうち一一五の一〇、一一五の二一、一 二二の五から一二二の七まで、一二二の九、一二二の二から一 二二の四まで以外の区域
大字関金宿字土手ノ内	大字関金宿字土手ノ内のうち一二四の四、一二四の五、一二四 の一、一二四の二、一九六の二及び二三三の一と一体をな す国有地以外の区域
大字関金宿字村通	大字関金宿字土手ノ内一九六の二
大字関金宿字城山	大字関金宿字城山のうち一二八六の一、一二八六の三、一二八 七の四、一二八七の五以外の区域 大字関金宿字町尻一三四二の四
大字関金宿字町尻	大字関金宿字城山一二八六の一、一二八六の三、一二八七の四、 一二八七の五 大字関金宿字町尻のうち一三四二の四以外の区域

大字関金宿字湯ノ奥	大字関金宿字湯ノ奥のうち一三九一の八、一三九二の一から一三九二の二〇まで、一三九三、一三九四の一から一三九四の五まで、一三九五の一から一三九五の七まで以外の区域
大字関金宿字堤谷	大字関金宿字湯ノ奥一三九一の八、一三九二の一から一三九二の二〇まで、一三九三、一三九四の一から一三九四の五まで、一三九五の一から一三九五の七まで 大字関金宿字大屋敷一四六四の四、一四六四の五、一四六五の三、一四六五の七、一四六六の二、一四七一の二、一四七一の三、一四七二の二、一四七三の二、一四七四の四、一四七四の八、一四七四の一四、一四七五の一、一四七五の二、一四七六の一 大字関金宿字王子前一四七七の四、一四八一、一四八六の二、一四八六の五、一五〇〇の一、一五〇〇の二、一五〇〇の九
大字関金宿字大屋敷	大字関金宿字大屋敷のうち一四六四の二から一四六四の五まで、一四六五の三、一四六五の七、一四六六の二、一四七一の二、一四七一の三、一四七二の二、一四七三の二、一四七四、一四七四の四、一四七四の八、一四七四の一四、一四七五の一、一四七五の二、一四七五の四、一四七六の一以外の地域
大字関金宿字王子前	大字関金宿字大屋敷一四六四の二、一四六四の三、一四七五の四 大字関金宿字王子前のうち一四七七の四、一四八一、一四八六の二、一四八六の五、一五〇〇の一、一五〇〇の二、一五〇〇の九以外の区域

鳥取県告示第四百三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、智頭町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更等は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成七年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成七年二月一日現在の地番による。）
大字波多字深山	大字波多字首切レ奥六四五、六四六の一、六四七の一、六四八の一、六四九、六五〇、六五一の一から三まで、六五二
大字波多字芦谷	大字波多字首切レ奥六四六の二、六四七の二、六四八の二、六四八の三
大字波多字立置	大字波多字立置のうち六五四の四以外の区域
廃止する字の名称	大字波多字首切レ奥

鳥取県告示第四百三十一号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	図 書		表示された発行記号等	類 別
		題 号	発 行 所 名		
5305	雑誌その他 の刊行物	激 世 界 の 喘 ぎ な 写 通 信	ISBN-06- 2532	フトラケイザ ブ	
5306	〃	激 7 月 号	不 明	三 共 図 書 社 出 版	
5307	〃	お 隣 の お 姉 さん 1995 3 月号	雑 誌 02291-03	株 式 会 社 サ ン 出版	
5308	〃	お じ さん 1995 MAR. 3	雑 誌 コード 12137-3	株 式 会 社 東 世 界 社	
5309	〃	尊 師 の 生 誕	S-009	ハートレイブ カンパニー	
5310	〃	ひとりHじゃつまらない!	S-008	ハートレイブ カンパニー	
5311	〃	紙 め 紙 め ドール	S-007	ハートレイブ カンパニー	
5312	〃	セクシータイムスリップ	ANPY-01	ビ ッ ク コーポレーション	
5313	〃	ベトベトエンジェル	ANPY-02	ビ ッ ク コーポレーション	
5314	〃	乳首でイカせて	NO. 47	北 陽 出版	
5315	〃	気まぐれ娘はアレが好き	NO. 48	北 陽 出版	
5316	〃	ええ色ええ味ええ締り	NO. 49	北 陽 出版	
5317	〃	絶 叫 狂 い 妻	NO. 50	北 陽 出版	
5318	〃	狂 っ て 失 神	NO. 52	北 陽 出版	
5319	〃	マガジン・ウオー 3月号	雑 誌 08397-03	株 式 会 社 マガジン・マガジン	
5320	〃	漫画 ス トロ ン グ 5月号	雑 誌 03693-5	株 式 会 社 笠 倉 出版	

5321	〃	漫 画 ユ ー ト ビ ー 平成7年6月号	雑 誌 08937-6	株 式 会 社 笠 倉 出版
5322	〃	漫 画 ラ フ タ ッ チ 6月号	雑 誌 18633-6	三 和 株 式 会 社 出版
5323	〃	漫 画 エ ロ ト ラ フ 4月号	雑 誌 コード 18323-4	株 式 会 社 電 産 社
5324	録画テープ	エ ッ チ の 達 人	ECH-007	エ ッ チ プ ロ

鳥取県告示第四百三十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
藤崎医院	鳥取市本町四丁目一〇	平成七年五月一日
森医院	西伯郡西伯町大字福成一〇二三一七	〃
福田内科医院	鳥取市瓦町三〇四	平成七年五月十五日
音田内科	倉吉市東町四三五	〃
潤歯科医院	鳥取市栄町二〇七 日本観光センタービル	平成七年五月十六日
谷岡薬局	鳥取市永楽温泉町一〇七	平成七年四月二十七日

小林薬局 東町店	倉吉市東町四三五―一〇	平成七年五月十五日
てらもと薬局	境港市渡町一四四七―四	〃
佐野薬局	米子市上後藤二丁目三一六	平成七年五月二十九日

鳥取県告示第四百三十三号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業横谷地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年五月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の

区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成七年五月三十日から二週間鳥取土木部道路課（鳥取市東町二丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成七年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変 更		敷地の延長 (メートル)
		前後別	敷地の幅員(メートル)	
三二三号	倉吉市鴨河内字下花ノ木一七〇八一―地先から同市上古川字上河原一九三―三地先まで	変更前	九・二 〇・一	一、一五六・〇
		変更後	三・一 五五・五	一、二五九・〇

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成七年五月三十日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 肇

遊技機の種類	型 式	製 造 者 名
ぱちんこ遊技機	C R ナイトフアンタジー 2	株式会社まさむら遊機
〃	C R ウルトラダイナマイト 2	京楽産業株式会社
〃	パワーダンク	太陽電子株式会社
〃	タッチダウン	〃

公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成7年5月30日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第6条各号のいずれにも該当しないもの

2 実施期日等

実 施 期 日	時 間	場 所
平成7年8月4日(金)	午前9時30分から	倉吉市東緑城町2 鳥取県中部総合事務所 第6会議室ほか
平成7年8月25日(金)	午前9時30分から	米子市桃町一丁目160 鳥取県西部総合事務所 第12会議室ほか
平成7年9月18日(月)	午前9時30分から	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁職員会館 第2会議室ほか

(注) 受験申込みのときに受験希望月日を申し出ること。

3 試験科目

- (1) 適性試験(視力、聴力及び運動能力)
- (2) 知識試験(鳥獣保護及び狩猟に関する法令、猟具及び鳥獣に関する知識)
- (3) 技能試験(猟具の取扱、距離の目測及び鳥獣の判別)

4 受験申込方法

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄の地方農林振興局長に提出すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者については、その者が法第6条第2号又は第3号に該

当するかどうかについての医師の診断書

5 申込期限

受験しようとする日の7日前まで

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許手数料 4,800円 (狩猟免許試験の一部免除の対象となる者にあつては、3,500円)

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙をはり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

7 その他

詳細については、鳥取県農林水産部森林保全課 (電話0857-26-7305) 又は各地方農林振興局林業振興課に問い合わせること。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律 (大正7年法律第32号。以下「法」という。) 第7条ノ4に規定する狩猟免許の更新に関する適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成7年5月30日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 実施期日等

- (1) 鳥取地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成7年7月18日(火)	午前9時から	鳥取市尚徳町101-5 鳥取県民文化会館 第2会議室	鳥取市、岩美郡又は 気高郡に住所を 有する者

(2) 八頭地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成7年8月22日(火)	午前9時から	八頭郡家町大字郡家 100 鳥取県八頭総合事務所 大会議室	八頭郡に住所を有 する者

(3) 倉吉地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成7年7月25日(火)	午前9時から	倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所 第7会議室ほか	倉吉市又は東伯郡 に住所を有する者

(4) 米子地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成7年7月18日(火)	午前9時から	米子市樺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所 講堂	米子市、境港市又は 西伯郡に住所を 有する者

(5) 日野地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成7年7月21日(金)	午前9時から	日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所 大会議室	日野郡に住所を有する者

3 講習

(1) 科目

ア 鳥取保護及び狩猟に関する法令

イ 鳥獣の判別

ウ 猟具の取扱い

(2) 時間

3時間

4 適性検査

講習終了後、狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性検査を行う。

(1) 視力

(2) 聴力

(3) 運動能力

5 更新申込手続

所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄の地方農林振興局長に提出すること。

(1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

6 申込期間

鳥取県鳥取地方農林振興局管内 平成7年7月11日(火) まで

鳥取県八頭地方農林振興局管内 平成7年8月15日(火) まで

鳥取県倉吉地方農林振興局管内 平成7年7月18日(火) まで

鳥取県米子地方農林振興局管内 平成7年7月11日(火) まで

鳥取県日野地方農林振興局管内 平成7年7月14日(金) まで

7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

(1) 狩猟免許更新手数料 2,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

8 その他

詳細については、鳥取県農林水産部森林保全課(電話0857-26-7305)又は各地方農林振興局林業振興課に問い合わせること。